

電車施設構内高压ケーブル更新業務

仕様書

令和7年度

鹿児島市交通局 電車事業課

第1章 業務

1. 業務概要

本業務は、交通局電車施設構内の変電所（2F）から工場内のキュービクルに配線されている高圧ケーブルの入れ替え、高圧ケーブル端末処理、耐圧試験を行うもの。

2. 対象箇所

交通局電車施設構内。

3. 業務内容

- ① 高圧ケーブル等の新設。
- ② 高圧ケーブル等の撤去。
- ③ 高圧ケーブル端末処理。
- ④ 耐圧試験（高圧ケーブル 直流試験）。

第2章 一般事項

1. 適用範囲

本仕様書は、下記の更新業務に適用する。

- ① 業務名 電車施設構内高圧ケーブル更新業務
- ② 業務場所 鹿児島市上荒田町37番20号
交通局電車施設構内変電所～
交通局電車施設構内工場内キュービクル
- ③ 作業期間 契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

2. 支給材料

支給材料は、高圧ケーブル 6k EM-CET 60sq
他に、高圧ケーブル接続、交換等に必要な材料、賃借（照明等）等は受託者で準備すること。

3. 提出書類

受託者は、契約締結後遅延なく下記の書面を提出すること。

現場責任者の氏名、資格

受託者は、作業終了後、速やかに次の書類を提出すること。

「電車施設構内高圧ケーブル更新完了報告書」

2部（A-4版）

内容：①写真管理資料

・高圧ケーブル交換作業前、作業中、作業後の写真

②耐圧試験結果資料

4. 疑義の解釈

本仕様書に疑義を生じた場合、又は本仕様書に明示されていない事項については、監督員と協議し決定するものとする。

5. 損害賠償

受託者は、作業中に故意又は過失により既存設備等に損傷を与えた場合、受託者は速やかに監督員に連絡し、その損害を補償しなければならない。

6. 法令・条例等の適用

本定期点検業務は、電気事業法、電気設備技術基準、電気工事士法、労働安全衛生法、鹿児島市交通局変電所設備保守心得等の関係法規を遵守すること。

7. 現場の整理整頓

作業終了後は後片付け、清掃等を行い常に、電気室内を清潔に保たなければならない。ハンドホール周囲、中身は、常に清潔に保たなければならない。また、作業終了後はハンドホール蓋を確実に設置すること。

8. 作業時間

作業時間は、ハンドホール内入線及び撤去作業以外は市電の送電停止期間（午前0時～午前5時）の夜間で行うことを原則とする。

業務開始する前に発注者指定の携帯電話へ連絡して、き電停止の有無を確認し、業務に着手すること。午前5時には、送電しても支障がないように業務を終了すること。

9. 運転操作

機器及び装置に支障のないよう作業すること。また、機器の運転操作は、原則として局係員が行うものとし、受託者の独断で操作してはならない。

10. 現場管理

受託者は、現場責任者を定め、作業中は現場に常駐し主任技術者との連絡、打合せ及び作業従事者の指導監督の任にあたること。

11. 安全管理

本業務は、高所作業、高電圧充電部付近作業等あることから、電気主任技術者と十分に話し合い、安全であることを確認したうえで作業を行い、事故防止に留意すること。

また、構内での作業であるが、歩行者の通行に十分に注意を払い、必要に応じて、バリケード（カラーコーン・電飾）等の安全対策を講じること。

また本業務の実施にあたっては、労働安全衛生規則を遵守し、作業者に対して常にこれを徹底させると共に、安全作業に対する十分な対策と管理を行わなければならない。

第3章 特記事項

1. 現場責任者

本業務は、電車の整備に際し重要なケーブル等の更新であるため、電気の専門的知識、受変電設備、配電設備を十分熟知し、自家用電気工作物の維持管理に必要な「電気業法第44条第1項1号から3号」に規定する電気主任技術者または電気工事施工管理技士の資格を有して3年以上の経験があるものを現場責任者として従事させること。

2. 作業者

本業務は、充電部に接近して作業を行う箇所があることから、電気の専門的知識、受変電設備、配電設備を十分熟知し、自家用電気工作物の維持管理に必要な「電気業法第44条第1項1号から3号」に規定する電気主任技術者の資格、もしくは「電気工事士法第3条第1項」に規定する第1種電気工事士の資格を有している者を作業者として従事させること。

3. 作業計画

受託者は、契約締結後、主任技術者と十分な打合せを行い、作業の内容、方法、日時等について作業計画書を提出し承認を得ること。また、やむを得ず作業計画を変更する場合は、主任技術者の承認を得ること。

4. 試験に使用する機器の校正試験

試験等で使用する機器で、校正試験が必要な機器については、その校正試験を受け、これに合格したものを使用すること。

5. その他

本業務中に異常等が発見された場合、その対応については協議し、軽微な補修は受託者で行うこと。